

# 必見!解釈通知令和3年介護報酬改定

(令和3年3月9日「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 別冊資料より)

# 運営基準編①

講師: 高頭 晃紀

(日本ケアコミュニケーションズ チーフコンサルタント)

# ポイント

### 運営基準編①

- 1. 記録の保管期限の明確化→契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)から、2年(請求関係は実質5年?)
- 2. 育児介護のための時短勤務の常勤取り扱い等→30時間で常勤
- 3. 文書等の押印の原則廃止→同意は必要

# ポイント

### 運営基準編②

- 1. 事業継続計画の策定→災害時の計画、感染症蔓延時の計画、練習等
- 2. 感染対策→感染対策委員会、指針、マニュアル、研修、担当者等

#### 運営基準編③

- 1. 虐待防止→虐待防止検討委員会、指針、マニュアル、研修、担当者等
- 2. ハラスメント防止→方針、体制整備、取り組み等

# 33) 記録の整備

居宅基準第39条第2項は、指定訪問介護事業者が同項各号に規定する記録を整備し、2年間保存しなければならないこととしたものである。

なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

### (8) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて

常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。

① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

### (8) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて

常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。

② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする。

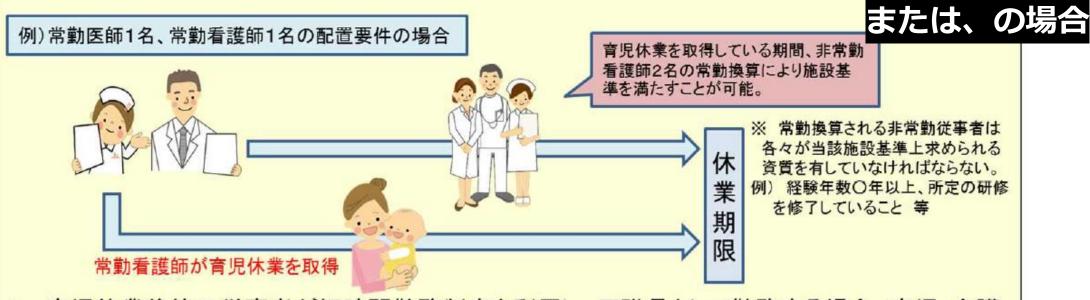
### (8) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて

常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。

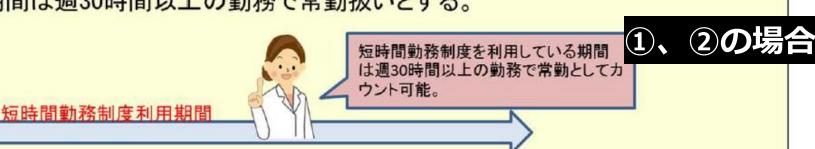
また、<mark>常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、</mark>従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による<u>休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。</u>

#### 常勤配置の取扱いの明確化

施設基準上求められる常勤の従事者が、産前・産後休業及び育児・介護休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤従事者を常勤換算することで施設基準を満たすことを原則認める。



▶ 育児休業後等の従事者が短時間勤務制度を利用し、正職員として勤務する場合、育児・介護 休業法で定める期間は週30時間以上の勤務で常勤扱いとする。



# (9) 文書の取扱いについて

#### ① 電磁的記録について

指定事業者及びサービスの提供に当たる者(以下この(9)において「事業者等」という。)は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。

イ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。

ロ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。

A 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

B 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

ハ その他、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11 年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第217 条第1項において電磁的記録により行うことができる

とされているものに類するものは、イ及び口に準じた方法によること。

二 また、電磁的記録により行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

# (9) 文書の取扱いについて

#### ② 電磁的方法について

事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。

イ 電磁的方法による交付は、指定居宅サービス基準第8条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。

<u>ロ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19 日内閣府法務省経済産業省)」を参考</u>にすること。

八 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。

二 その他、指定居宅サービス基準第217 条第2項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、イからハまでに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。

ホ また、電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

#### 押印についてのQ&A



令和2年6月19日内閣府法務務省

#### 問1. 契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。

- ・ 私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、 書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除 き、必要な要件とはされていない。
- ・ 特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、 契約の効力に影響は生じない。

#### | 問2.押印に関する民事訴訟法のルールは、どのようなものか。

- ・ 民事裁判において、私文書が作成者の認識等を示したものとして証拠(書証)になるためには、その文書の作成者とされている人(作成名義人)が真実の作成者であると相手方が認めるか、そのことが立証されることが必要であり、これが認められる文書は、「真正に成立した」ものとして取り扱われる。民事裁判上、真正に成立した文書は、その中に作成名義人の認識等が示されているという意味での証拠力(これを「形式的証拠力」という。)が認められる。
- ・ 民訴法第 228 条第 4 項には、「私文書は、本人 [中略] の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」という規定がある。この規定により、契約書等の私文書の中に、本人の押印(本人の意思に基づく押印と解釈されている。)があれば、その私文書は、本人が作成したものであることが推定される。
- ・ この民訴法第 228 条第 4 項の規定の内容を簡単に言い換えれば、 裁判所は、ある人が自分の押印をした文書は、特に疑わしい事情 がない限り、真正に成立したものとして、証拠に使ってよいとい う意味である。そのため、文書の真正が裁判上争いとなった場合 でも、本人による押印があれば、証明の負担が軽減されることに なる。

- ・ もっとも、この規定は、文書の真正な成立を推定するに過ぎない。 その文書が事実の証明にどこまで役立つのか(=作成名義人に よってその文書に示された内容が信用できるものであるか)と いった中身の問題(これを「実質的証拠力」という。)は、別の 問題であり、民訴法第 228 条第 4 項は、実質的証拠力について は何も規定していない。
- ・ なお、文書に押印があるかないかにかかわらず、民事訴訟において、故意又は重過失により真実に反して文書の成立を争ったときは、過料に処せられる(民訴法第230条第1項)。

問3. 本人による押印がなければ、民訴法第228条第4項が適用 されないため、文書が真正に成立したことを証明できないこと になるのか。

- ・ 本人による押印の効果として、文書の真正な成立が推定される(問 2参照)。
- ・ そもそも、文書の真正な成立は、相手方がこれを争わない場合には、基本的に問題とならない。また、相手方がこれを争い、押印による民訴法第 228 条第 4 項の推定が及ばない場合でも、文書の成立の真正は、本人による押印の有無のみで判断されるものではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料など、証拠全般に照らし、裁判所の自由心証により判断される。他の方法によっても文書の真正な成立を立証することは可能であり(問6参照)、本人による押印がなければ立証できないものではない。
- 本人による押印がされたと認められることによって文書の成立の 真正が推定され、そのことにより証明の負担は軽減されるものの、 相手方による反証が可能なものであって、その効果は限定的である(問4、5参照)。
- ・ このように、形式的証拠力を確保するという面からは、本人による押印があったとしても万全というわけではない。そのため、テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省略したり、「重要な文書だからハンコが必要」と考える場合であっても押印以外の手段で代替したりすることが有意義であると考えられる。

- 問4. 文書の成立の真正が裁判上争われた場合において、文書に 押印がありさえすれば、民訴法第 228 条第 4 項が適用され、証 明の負担は軽減されることになるのか。
- 押印のある文書について、相手方がその成立の真正を争った場合は、通常、その押印が本人の意思に基づいて行われたという事実を証明することになる。
- ・ そして、成立の真正に争いのある文書について、印影と作成名義 人の印章が一致することが立証されれば、その印影は作成名義人 の意思に基づき押印されたことが推定され、更に、民訴法第 228 条第 4 項によりその印影に係る私文書は作成名義人の意思に基 づき作成されたことが推定されるとする判例(最判昭 39・5・12 民集 18 巻 4 号 597 頁)がある。これを「二段の推定」と呼ぶ。 ・ この二段の推定により証明の負担が軽減される程度は、次に述べ
  - るとおり、限定的である。
    ① 推定である以上、印章の盗用や冒用などにより他人がその印章を利用した可能性があるなどの反証が相手方からなされた場合には、その推定は破られ得る。
  - ② 印影と作成名義人の印章が一致することの立証は、実印である場合には印鑑証明書を得ることにより一定程度容易であるが、いわゆる認印の場合には事実上困難が生じ得ると考えられる(問5参照)。
- ・ なお、次に述べる点は、文書の成立の真正が証明された後の話であり、形式的証拠力の話ではないが、契約書を始めとする法律行為が記載された文書については、文書の成立の真正が認められれば、その文書に記載された法律行為の存在や内容(例えば契約の成立や内容)は認められやすい。他方、請求書、納品書、検収書等の法律行為が記載されていない文書については、文書の成立の真正が認められても、その文書が示す事実の基礎となる法律行為の存在や内容(例えば、請求書記載の請求額の基礎となった売買契約の成立や内容)については、その文書から直接に認められるわけではない。このように、仮に文書に押印があることによりてはない。このように、仮に文書に押印があることによりではない。このように、仮に文書に押印があることによりよる力けではない。このように、仮に文書に押印があることによりまではない。このように、仮に文書に押印があることによりまではない。この表判上の意義は、文書の性質や立証命題との関係によっても異なり得ることに留意する必要がある。

- 問5. 認印や企業の角印についても、実印と同様、「二段の推定」 により、文書の成立の真正について証明の負担が軽減されるの か。
- 「二段の推定」は、印鑑登録されている実印のみではなく認印に も適用され得る(最判昭和50・6・12裁判集民115号95頁)。
- ・ 文書への押印を相手方から得る時に、その印影に係る印鑑証明書 を得ていれば、その印鑑証明書をもって、印影と作成名義人の印 章の一致を証明することは容易であるといえる。
- ・ また、押印されたものが実印であれば、押印時に印鑑証明書を得ていなくても、その他の手段により事後的に印鑑証明書を入手すれば、その印鑑証明書をもって、印影と作成名義人の印章の一致を証明することができる。ただし、印鑑証明書は通常相手方のみが取得できるため、紛争に至ってからの入手は容易ではないと考えられる。
- ・ 他方、押印されたものが実印でない(いわゆる認印である)場合には、印影と作成名義人の印章の一致を相手方が争ったときに、その一致を証明する手段が確保されていないと、成立の真正について「二段の推定」が及ぶことは難しいと思われる。そのため、そのような押印が果たして本当に必要なのかを考えてみることが有意義であると考えられる。
- ・ なお、3 Dプリンター等の技術の進歩で、印章の模倣がより容易 であるとの指摘もある。



#### 問 6. 文書の成立の真正を証明する手段を確保するために、どのようなものが考えられるか。

- · 次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用すること が考えられる。
  - ① 継続的な取引関係がある場合
  - ▶ 取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存(請求書、納品書、検収書、領収書、確認書等は、このような方法の保存のみでも、文書の成立の真正が認められる重要な一事情になり得ると考えられる。)
  - ② 新規に取引関係に入る場合
  - ▶ 契約締結前段階での本人確認情報(氏名・住所等及びその根拠資料としての運転免許証など)の記録・保存
  - ▶ 本人確認情報の入手過程(郵送受付やメールでの PDF 送付) の記録・保存
  - ▶ 文書や契約の成立過程 (メールや SNS 上のやり取り) の保存
  - ③ 電子署名や電子認証サービスの活用(利用時のログイン ID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービスを含む。)
- 上記①、②については、文書の成立の真正が争われた場合であっても、例えば下記の方法により、その立証が更に容易になり得ると考えられる。また、こういった方法は技術進歩により更に多様化していくことが想定される。
  - (a) メールにより契約を締結することを事前に合意した場合の 当該合意の保存
  - (b) PDF にパスワードを設定
  - (c) (b)の PDF をメールで送付する際、パスワードを携帯電話等の別経路で伝達
  - (d) 複数者宛のメール送信(担当者に加え、法務担当部長や取締 役等の決裁権者を宛先に含める等)
  - (e) PDF を含む送信メール及びその送受信記録の長期保存

# 同意と印鑑について

同意の問題と印鑑の問題は、分けて理解したほうが良い

運営基準や加算の算定要件に

- 1. 同意が必要→手段に定めがない
  - A. 様式例に署名欄があるもの
  - B.様式例がないもの
- 2. 文書による同意が必要→文書が必要
- 1-Bは、同意した記録をこちらがとれば良い?
- 2は、文書への署名、またはメールなどの証拠が必要

# 運営規定

① 従業者の職種、員数及び職務の内容(第2号)

従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、 規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条において置くべきとされている員 数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない(居宅基 準第8条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様と する。)。

# まとめ

### 運営基準編①

- 1. 記録の保管期限の明確化→契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)から、2年(請求関係は実質5年?)
- 2. 育児介護のための時短勤務の常勤取り扱い等→30時間で常勤
- 3. 文書等の押印の原則廃止→同意は必要

# ご案内

### 運営基準編②

- 1. 事業継続計画の策定→災害時の計画、感染症蔓延時の計画、練習等
- 2. 感染対策→感染対策委員会、指針、マニュアル、研修、担当者等

#### 運営基準編③

- 1. 虐待防止→虐待防止検討委員会、指針、マニュアル、研修、担当者等
- 2. ハラスメント防止→方針、体制整備、取り組み等